令和8年11月改訂(第26版)

CIIC

Construction Industry Information Center

経営状況分析を申請される皆様へ …

# 経営状況分析申請の手引き

登録経営状況分析機関　登録番号 1

一般財団法人 建設業情報管理センター

https://www.ciic.or.jp/

# 目　　次


| | | |
|---|---|---|
| **Ⅰ　経営事項審査申請と経営状況分析申請の流れ** | ・・・・・・・・・・・・・・・・ | 3 |
| **Ⅱ　経営状況分析の申請について** | | |
| 2 － 1　経営状況分析申請の概要 | ・・・・・・・・・・・・・・・・ | 4 |
| 2 － 2　分析の申請に必要な提出書類 | ・・・・・・・・・・・・・・・・ | 5 |
| **Ⅲ　経営状況分析申請書の記載について** | | |
| 3 － 1　なんでも経審Plusのご案内 | ・・・・・・・・・・・・・・・・ | 6 |
| 3 － 2　記載例 | ・・・・・・・・・・・・・・・・ | 7 |
| 3 － 3　記載要領 | ・・・・・・・・・・・・・・・・ | 8 |
| **Ⅳ　分析手数料のお支払い方法について** | ・・・・・・・・・・・・・・・・ | 12 |
| **Ⅴ　経営状況分析指標の算式および意味** | ・・・・・・・・・・・・・・・・ | 14 |
| **Ⅵ　特殊事例について** | ・・・・・・・・・・・・・・・・ | 15 |


**別冊付録1**

- ○　経営状況分析業務委託契約約款
- ○　記載例
  - ・兼業事業売上原価報告書
  - ・換算書
  - ・委任状
- ○　参考法令集
  - ・建設業法（昭和24年法律第100号）〔抄〕
  - ・建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）〔抄〕
  - ・建設業法第27条の23第３項の経営事項審査の項目及び基準を定める件（平成20年国土交通省告示第85号）〔抄〕
  - ・経営事項審査の事務取扱いについて（平成20年国総建第269号）〔抄〕
  - ・建設業法施行規則別記様式第15号及び第16号の国土交通大臣の定める勘定科目の分類を定める件（昭和57年建設省告示第1660号）

**別冊付録2**

- ○　様式集
  - ・経営状況分析申請書
  - ・財務諸表
  - ・兼業事業売上原価報告書
  - ・換算書
  - ・委任状

# Ⅰ 経営事項審査申請と経営状況分析申請の流れ

経営事項審査は、建設企業の企業力を審査する制度です。公共工事の発注機関は、入札参加に必要な資格基準を定め、入札に参加しようとする建設企業の資格審査を行います。

この資格審査では、建設企業の「経営事項審査の総合評定値（客観的事項）」と「発注者別評価点（主観的事項）」を総合的に評定して格付けが行われます。建設業法により公共工事を発注者から直接受注する建設企業は経営事項審査を受審することが義務づけられており、経営状況分析結果通知書は経営事項審査の総合評定値の請求の際に必要なものとなります。

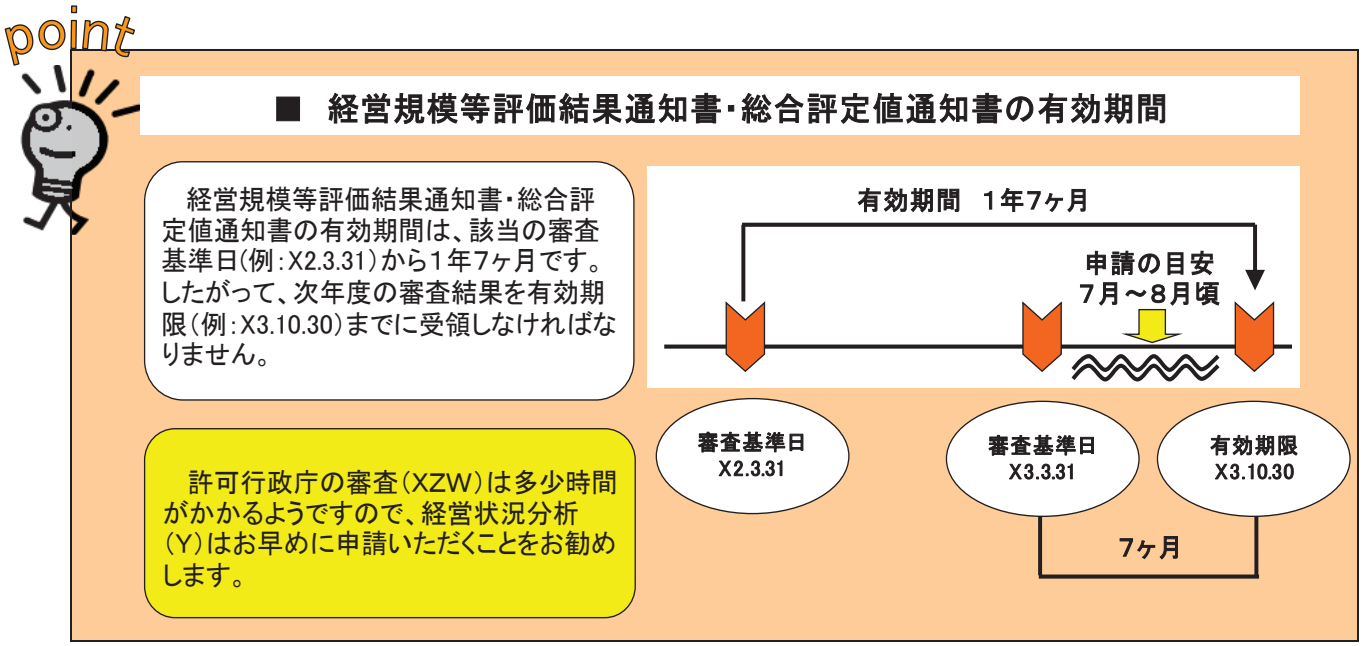


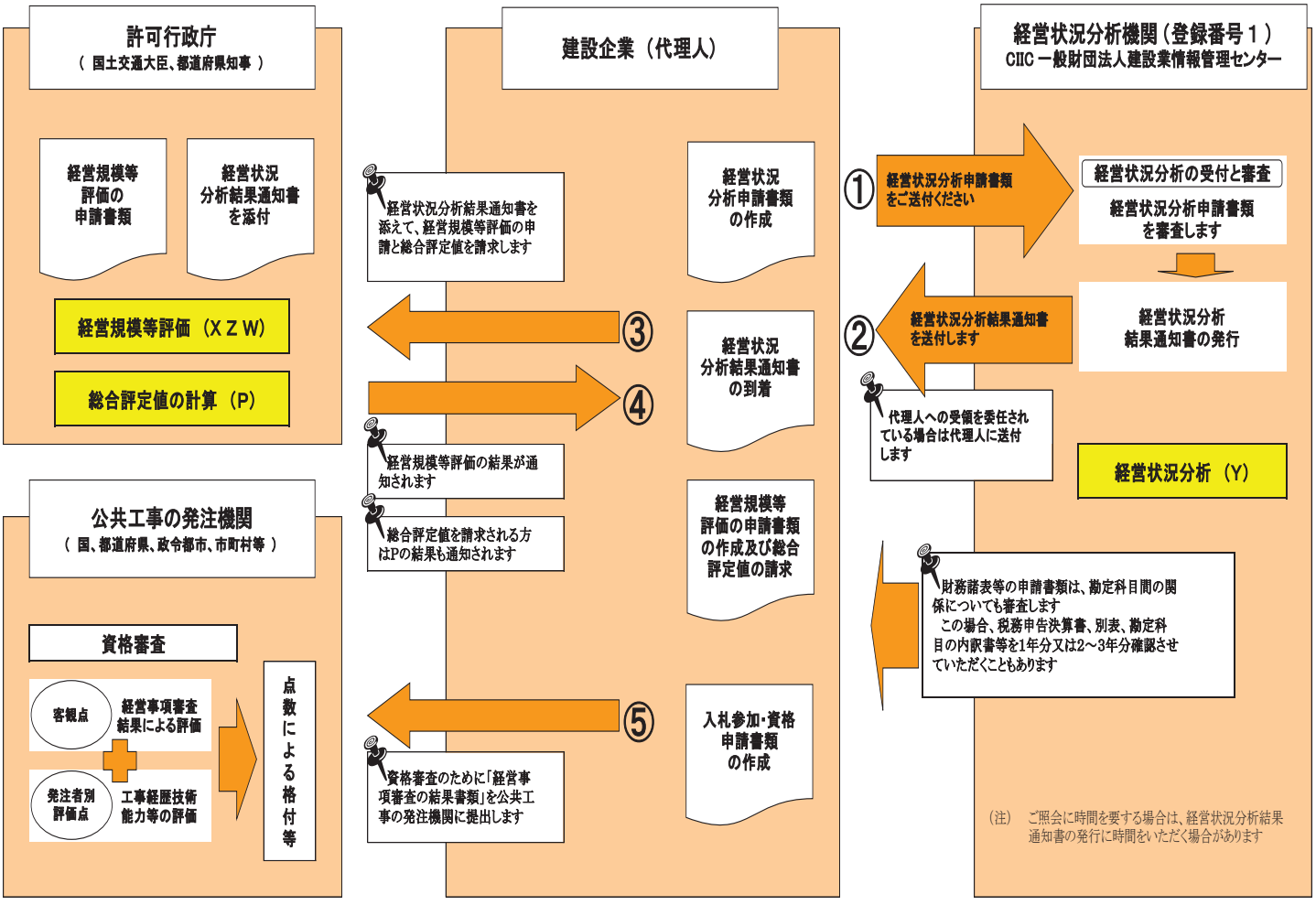

# Ⅱ　経営状況分析の申請について

## 2-1　経営状況分析申請の概要

経営状況分析申請に際しましては、当財団の約款【別冊付録1参照】をご一読のうえ、以下の要領でご申請ください。

### 1　分析申請書用紙の入手方法

(1) 当財団のホームページより入手する
　分析申請書類は、当財団のホームページからダウンロード（無料）してご利用いただけます。併せて『CIIC許可・経審・分析申請書作成ツール **なんでも経審Plus**』もご用意しておりますので、是非ご利用ください。「なんでも経審Plus」は無料でDVD-ROMもお配りしておりますので、ご希望の方は支部・事務所までお問い合わせください。また、本手引き＜別冊付録2＞にも様式集を掲載しております。

(2) 郵送または直接窓口にて入手する
　分析申請書用紙一式は、当財団各支部・事務所【下表参照】で入手いただけます。ご希望の方には無料で送付いたしますので、支部・事務所へご連絡ください。

### 2　申請方法（分析申請書類の送付先）

(1)　申請方法は、電子申請のほか、郵送、持込となります（持込のご申請は、平日の午前9時～午後5時までとなります）。
※令和8年11月より、早急に分析結果通知書を必要とされるお客様に向けた「電子申請スピードプラン」を開始いたしました。

(2)　分析申請書類の送付先は下表にお示ししたとおりです。
　東日本支部・西日本支部のサービスセンターとして北海道事務所・九州事務所を設置しております。両支部と併せてご利用ください。なお、支部と事務所は迅速な事務処理を図るため、相互に連携を取り審査を実施しています。

**東日本地区**（国土交通省中部地方整備局以東）**のお客様**

〒103-0011　東京都中央区日本橋大伝馬町14番1号
住友生命日本橋大伝馬町ビル4階
一般財団法人　建設業情報管理センター　**東日本支部**

| | | |
|---|---|---|
| 北海道・東北 | 地区担当 | TEL 03-6661-7214 |
| 関東 | 地区担当 | TEL 03-6661-7427 |
| 中部・北陸 | 地区担当 | TEL 03-6661-7524 |

**北海道のお客様**
（東日本支部地区担当 または 北海道事務所へお送りください。）

〒060-0002　北海道札幌市中央区北2条西3丁目1番地
太陽生命札幌ビル8階
一般財団法人　建設業情報管理センター　**東日本支部**
**北海道事務所**　TEL 011-222-2688

**西日本地区**（国土交通省近畿地方整備局以西）**のお客様**

〒540-0005　大阪府大阪市中央区上町A番12号
上町セイワビル9階
一般財団法人　建設業情報管理センター　**西日本支部**

| | | |
|---|---|---|
| 近畿 | 地区担当 | TEL 06-6767-2801 |
| 中国・四国 | 地区担当 | TEL 06-6767-2802 |
| 九州 | 地区担当 | TEL 06-6767-2803 |

**九州・沖縄地区のお客様**
（西日本支部地区担当 または 九州事務所へお送りください。）

〒812-0013　福岡県福岡市博多区博多駅東3丁目14番18号
いちご博多駅東三丁目ビル6階
一般財団法人　建設業情報管理センター　**西日本支部**
**九州事務所**　TEL 092-483-2841

### 3　分析手数料

(1)　分析申請いただく際の手数料は、以下のとおりです（詳しくは当財団のホームページをご覧ください）。

| 申請プラン | 結果通知書受取方法 | 分析手数料（消費税等含む） |
|---|---|---|
| 電子申請プラン | 電子で受取 | 13，000円 |
| | 郵送で受取 | 13，500円 |
| 郵送申請プラン | 電子で受取 | 14，000円 |
| | 郵送で受取 | 14，500円 |
| 電子申請スピードプラン | 電子で受取 | 22，000円 |
| | 郵送で受取 | |

(2)　手数料の払込手続きは、以下のとおりです。
①Pay-easy（ペイジー）によるお支払い
・主な郵便局・金融機関・コンビニエンスストアでお支払い（一部ネットバンキング対応）いただけます。
・CIIC電子申請（マイページ）からネットバンキングを利用してお支払いいただけます。
・詳細を12～13頁に掲載しておりますのでご参照ください。ペイジーをご利用の場合、**払込手数料は無料**です。
②クレジットカード払いによるお支払い
・CIIC電子申請（マイページ）から「クレジットカード」でお支払いいただくことが可能です。
③「ペイジー」、「クレジットカード払い」以外の振替払込票によるお支払い
・郵便局または金融機関の窓口でお支払いいただけます。
・「払込受付証明書」は、経営状況分析申請書の裏面右下に貼付してください。

## 2-2 経営状況分析の申請に必要な提出書類

CIICへのご申請は、簡単便利でお得な「**CIIC電子申請**」がお薦めです。

下記提出書類のほか、財務諸表の内容に確認が必要な場合には税務申告書類等（決算報告書、勘定科目内訳明細書、元帳等）の提出又は提示をお願いする場合があります。
また、審査の内容によっては一度にまとめて提出又は提示のお願いができない場合がありますので、予めご了承ください。
※**無料ソフト「なんでも経審Plus」**のご利用により①②⑤⑥⑧の書類を作成することができます。（**「CIIC分析パック」**では①②⑥の書類作成ができます。）
電子申請(電子申請用データファイルを送信)される場合は、①②⑥の書類の提出は不要です。

| | 電子申請 | 書　類　名 | | 注 意 事 項 |
|---|---|---|---|---|
| ① | ※ | 経営状況分析申請書 | | **当財団の様式**をご利用ください。 |
| | | | | ・ 記載例については別添資料をご参照ください。<br>・申請者の記名が必要です。また、代理人申請の場合には申請者の記名に加えて代理人を併記してください。 |
| ② | ※ | 審査基準日直前１年分の財務諸表等 | | **初めて申請いただくお客様は３期分**の財務諸表が必要です。 |
| | | 【法　人】 | 建設業法施行規則様式第１５～１７号の２<br>**（貸借対照表、損益計算書、完成工事原価報告書、株主資本等変動計算書、注記表）** | ・課税事業者のお客様は**「消費税抜き」**、免税事業者のお客様は**「消費税込み」**で作成してください。<br>・注記表も必ず添付してください。<br>・法人のお客様は、分析に必要な**注２　重要な会計方針(5)** の「消費税及び地方消費税に相当する額の会計処理の方法」、**注７　貸借対照表関係(2)** の「保証債務、手形遡求債務、重要な係争事件に係る損害賠償義務等の内容及び金額」（受取手形割引高及び受取手形裏書譲渡高の内訳がわかるように）は**必ず記載**してください。 |
| | | 【個　人】 | 建設業法施行規則様式第１８～１９号<br>**（貸借対照表、損益計算書）** | |
| | | 【連　結】<br>…連結財務諸表による申請の場合 | 連結財務諸表**（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結キャッシュ・フロー計算書）** | ・有報提出大会社（注）以外の会計監査人設置会社である親会社については、「監査証明書の写し」を提出することによって、親会社の経営状況の審査にその連結財務諸表を用いることができます。 |
| ③ | | 「減価償却実施額」を確認できる書類(当期･前期) | | **「減価償却実施額」が０**の場合、**提出は不要**です。 |
| | | 【法　人】 | **税務申告書別表１６（１）及び同１６（２）等の写し**<br>上記に加え、必要に応じその他減価償却実施額が確認できる書類の写し | ・「減価償却実施額」の計上があり、左記の書類がない場合は、各支部または事務所の担当者までお問い合わせください。<br>・前期減価償却実施額について、前回申請時の当期減価償却実施額と変更がない場合には前期について提出を省略することができます。<br>・ＣＩＩＣに初めて申請いただくお客様は、前期減価償却実施額の確認書類として前期他の分析機関で発行された経営状況分析結果通知書（写し）を提出することで、別表・青色申告書等の提出に代用することができます。 |
| | | 【個　人】 | **青色申告書一式の写し又は収支内訳書一式の写し**<br>上記に加え、必要に応じその他減価償却実施額が確認できる書類の写し<br>**※書類に個人番号（マイナンバー）が含まれる場合は、塗りつぶしてから送付をお願いします。** | |
| | | 【連　結】<br>…連結財務諸表による申請の場合 | ―――――― | ・提出は不要です。 |
| ④ | | 建設業許可通知書の写し又は建設業許可証明書の写し | | ・ 商号・名称、代表者名、住所等に変更がある場合は**変更届（写し）も併せて必要**になります。 |

以下の書類は、必要に応じてご提出いただく書類です

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| ⑤ | | 委任状の写し | | **・申請者より申請に関し何らかの権限について委任を受けている方**は、委任事項を記した**委任状の写しが必要**です。<br>・この場合には、経営状況分析申請書等の申請者欄に申請者の記名に加えて、受任者の併記が必要です。<br>・受任者が経営状況分析結果通知書の受領を希望される場合は、必ずその旨を委任状へ記入してください。 |
| ⑥ | ※ | 兼業事業売上原価報告書 | | **損益計算書に「兼業事業売上原価」が計上されている場合**に必要です。 |
| | | 【法　人】<br>【個　人】 | 建設業法施行規則別記様式第25号の12 | ・初めて申請いただくお客様は３期分の兼業事業売上原価報告書が必要です。 |
| | | 【連　結】<br>…連結財務諸表による申請の場合 | ―――――― | ・提出は不要です。 |
| ⑦ | | 振替払込受付証明書 | | ・経営状況分析申請書の裏面右下に貼付してください。<br>**・Ｐａｙ-ｅａｓｙ（ペイジー）**をご利用の場合は、振替払込受付証明書はありませんので**不要**です。 |
| ⑧ | | 換算報告書 | | **決算期変更等で当期決算が１２ヶ月に満たないお客様**は必要です。 |

（注） 会社法（平成17年法律第86号）第２条第６号の規定に基づく大会社であり、かつ、金融商品取引法第24条の規定に基づき、有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならない方

# Ⅲ　経営状況分析申請書の記載について

## 3-1　許可・経審・分析申請書作成ツール　なんでも経審Plus　のご案内

”許可・経審・分析申請書作成ツール　なんでも経審Plus”を無料でご用意しています。
”なんでも経審Plus”は、「CIIC電子申請」にご利用いただく電子申請データファイルを簡単に作成することができます。
また、これまでどおりペーパーに出力して郵送等によるご申請に利用していただくこともできます。

**～～　なんでも経審Plusとは　～～**

・これ一本で、建設業許可・経営事項審査の申請書類、経営状況分析の申請書・財務諸表が
　簡単に作成でき、経営事項審査のシミュレーション（評点計算）もできます。
　国土交通省をはじめ多くの行政庁HPで紹介されている安心してお使いいただけるソフトウェアです。
・CIICホームページより「どなたでも」ダウンロードできます。
・ソフトウェアは、自動バージョンアップ機能によりいつでも最新の状態で使用できます。
・完全無料（使用料、更新料一切不要）、会員登録不要です。

**らくらく操作で簡単に分析申請書類を作成しましょう！**

”なんでも経審Plus”は建設業法の規則改正にも迅速に対応し、
お客様にご提供しております。（随時バージョンアップを実施）

**①パソコンへ「なんでも経審Plus」をインストール**

CIICホームページ
”なんでも経審Plus”
をダウンロード⇒
インストール

なんでも経審Plus

**②“なんでも経審Plus”を起動します。**




**③画面の案内に従って申請書、財務諸表を作成。**

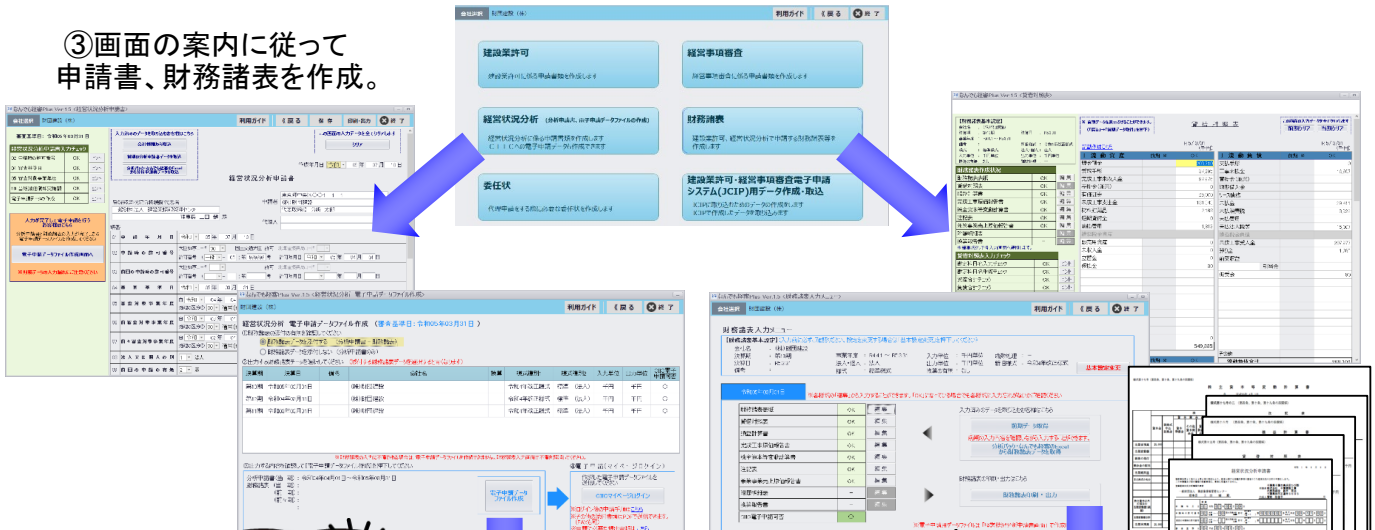


④A：電子申請の場合は

電子申請データ

CIIC電子申請（マイページ）用
のデータファイルが作成できます！

④B：今までと同じように

印刷することができます！

# 3-2 経営状況分析申請書【記載例】

ペン又はボールペンで記入してください。

令和 5 年 7 月 10 日

## 経営状況分析申請書

建設業法第２７条の２４第２項の規定により、経営に関する客観的事項の審査のうち経営状況の分析の申請をします。
この申請書及び添付書類の記載事項は、事実に相違ありません。

代理人申請の場合は、申請者の記名に加えて代理人を併記する。この場合、申請等にかかる委任状の写しを添付する。

登録経営状況分析機関代表者

一般財団法人　建設業情報管理センター

理事長　○○　○○　殿

申請者　東京都中央区○○１－１－１
株式会社　CIIC　代表取締役　分析　太郎

住所・申請者名は、ゴム印でもよい。

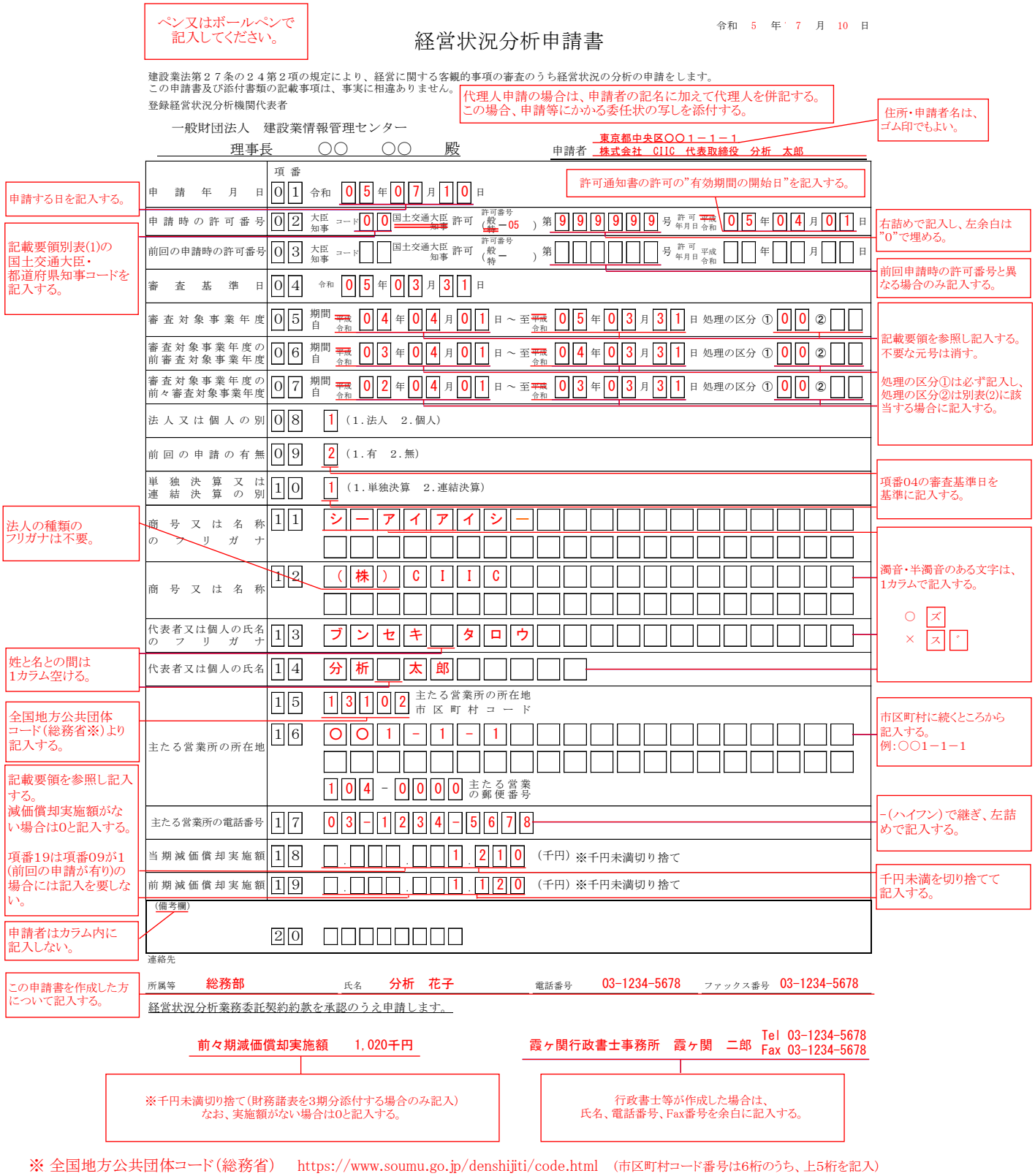

| | 項番 | |
|---|---|---|
| 申請年月日 | 01 | 令和 05 年 07 月 10 日 |
| 申請時の許可番号 | 02 | 大臣知事 コード 00 国土交通大臣知事 許可 (許可番号 般 ー 05 ) 第 999999 号 許可年月日 平成令和 05 年 04 月 01 日 |
| 前回の申請時の許可番号 | 03 | 大臣知事 コード 国土交通大臣知事 許可 (許可番号 般 ー 特 ) 第 号 許可年月日 平成令和 年 月 日 |
| 審査基準日 | 04 | 令和 05 年 03 月 31 日 |
| 審査対象事業年度 | 05 | 期間 自 平成令和 04 年 04 月 01 日 ～ 至 平成令和 05 年 03 月 31 日 処理の区分 ① 00 ② |
| 審査対象事業年度の前審査対象事業年度 | 06 | 期間 自 平成令和 03 年 04 月 01 日 ～ 至 平成令和 04 年 03 月 31 日 処理の区分 ① 00 ② |
| 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度 | 07 | 期間 自 平成令和 02 年 04 月 01 日 ～ 至 平成令和 03 年 03 月 31 日 処理の区分 ① 00 ② |
| 法人又は個人の別 | 08 | 1 (1.法人　2.個人) |
| 前回の申請の有無 | 09 | 2 (1.有　2.無) |
| 単独決算又は連結決算の別 | 10 | 1 (1.単独決算　2.連結決算) |
| 商号又は名称のフリガナ | 11 | シーアイアイシー |
| 商号又は名称 | 12 | (株) CIIC |
| 代表者又は個人の氏名のフリガナ | 13 | ブンセキ タロウ |
| 代表者又は個人の氏名 | 14 | 分析 太郎 |
| | 15 | 13102 主たる営業所の所在地 市区町村コード |
| 主たる営業所の所在地 | 16 | ○○1－1－1<br>104－0000 主たる営業の郵便番号 |
| 主たる営業所の電話番号 | 17 | 03－1234－5678 |
| 当期減価償却実施額 | 18 | 1,210 (千円) ※千円未満切り捨て |
| 前期減価償却実施額 | 19 | 1,120 (千円) ※千円未満切り捨て |
| (備考欄) | 20 | |

申請する日を記入する。

記載要領別表(1)の国土交通大臣・都道府県知事コードを記入する。

許可通知書の許可の"有効期間の開始日"を記入する。

右詰めで記入し、左余白は"0"で埋める。

前回申請時の許可番号と異なる場合のみ記入する。

記載要領を参照し記入する。不要な元号は消す。

処理の区分①は必ず記入し、処理の区分②は別表(2)に該当する場合に記入する。

項番04の審査基準日を基準に記入する。

法人の種類のフリガナは不要。

濁音・半濁音のある文字は、1カラムで記入する。
○ ズ
× ス ゛

姓と名との間は1カラム空ける。

全国地方公共団体コード(総務省※)より記入する。

市区町村に続くところから記入する。例:○○1－1－1

記載要領を参照し記入する。減価償却実施額がない場合は0と記入する。

項番19は項番09が1(前回の申請が有り)の場合には記入を要しない。

－(ハイフン)で継ぎ、左詰めで記入する。

千円未満を切り捨てて記入する。

申請者はカラム内に記入しない。

この申請書を作成した方について記入する。

連絡先

所属等　総務部　氏名　分析　花子　電話番号　03-1234-5678　ファックス番号　03-1234-5678

経営状況分析業務委託契約約款を承認のうえ申請します。

前々期減価償却実施額　1,020千円

※千円未満切り捨て(財務諸表を3期分添付する場合のみ記入)
なお、実施額がない場合は0と記入する。

霞ヶ関行政書士事務所　霞ヶ関　二郎　Tel 03-1234-5678　Fax 03-1234-5678

行政書士等が作成した場合は、氏名、電話番号、Fax番号を余白に記入する。

※ 全国地方公共団体コード(総務省)　https://www.soumu.go.jp/denshijiti/code.html　(市区町村コード番号は6桁のうち、上5桁を記入)

## 3-3 経営状況分析申請書の記載要領

記載要領

1　「申請者」の欄は、この申請書により経営状況分析を受けようとする建設業者（以下「申請者」という。）の他に申請書又は第19条の４第１項各号に掲げる添付書類を作成した者（財務書類を調製した者等を含む。以下同じ。）がある場合には、申請者に加え、その者の氏名も記載すること。この場合には、作成に係る委任状の写しその他の作成等に係る権限を有することを証する書面を添付すること。申請者から何らの権限についても委任を受けずに申請書等を作成した者（いわゆる「代行申請」と呼ばれる場合を含む。）は、申請者欄への氏名併記、押印は不要です。また、作成に係る委任状の写し、その他の作成等に係る権限を有することを証する書面の添付は不要です。

2　太枠（備考欄）の枠内には記載しないこと。

3　□□□□ で表示された枠（以下「カラム」という。）に記載する場合は、１カラムに１文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように記載すること。数字を記載する場合は、例えば □□1 2 のように右詰めで、また、文字を記載する場合は、例えば 甲 建 設 工 業 □□ のように左詰めで記載すること。

4　0 1 「申請年月日」の欄は、登録経営状況分析機関に申請書を提出する年月日を記載すること。

5　0 2 「申請時の許可番号」の欄の「国土交通大臣／知事」及び「般／特」は、不要のものを消すこと。

6　0 2 「申請時の許可番号」の欄の「大臣／知事コード」のカラムには、申請時に許可を受けている行政庁について別表(1)の分類に従い、該当するコードを記入すること。「許可番号」及び「許可年月日」は、例えば 0 0 1 2 3 4 又は0 1月0 1日のように、カラムに数字を記載するに当たつて空位のカラムに「０」を記載すること。「許可番号」及び「許可年月日」は、現在２以上の建設業の許可を受けている場合で許可を受けた年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記載すること。

7　0 3 「前回の申請時の許可番号」の欄は、前回の申請時の許可番号と申請時の許可番号が異なつている場合についてのみ記載すること。

8　0 4 「審査基準日」の欄は、審査の申請をしようとする日の直前の事業年度の終了の日（別表(2)の分類のいずれかに該当する場合で直前の事業年度の終了の日以外の日を審査基準日として定めるときは、その日）を記載し、例えば審査基準日が令和2年3月31日であれば、0 2年0 3月3 1 日のように、カラムに数字を記載するに当たつて空位のカラムに「０」を記載すること。

9　0 5 「審査対象事業年度」の欄の「至令和□ □年□ □月□ □日」のカラムには審査基準日等を、「自令和□ □年□ □月□ □日」のカラムには審査基準日の１年前の日の翌日等を次の表の例により記載し、例えば審査基準日等が令和2年3月31日であれば、0 2年0 3月3 1 日のように、カラムに数字を記載するに当たつて空位のカラムに「０」を記載すること。

また、「処理の区分」の①は、次の表の分類に従い、該当するコードを記入すること。

| コード | 処　理　の　種　類 |
|---|---|
| 00 | 12か月ごとに決算を完結した場合<br>（例）令和2年4月1日から令和3年3月31日までの事業年度について申請する場合<br>自令和2年4月1日～至令和3年3月31日 |
| 01 | 6か月ごとに決算を完結した場合<br>（例）令和2年10月1日から令和3年3月31日までの事業年度について申請する場合<br>自令和2年4月1日～至令和3年3月31日 |
| 02 | 商業登記法（昭和38年法律第125号）の規定に基づく組織変更の登記後最初の事業年度その他12か月に満たない期間で終了した事業年度について申請する場合<br>（例１）合名会社から株式会社への組織変更に伴い令和2年10月1日に当該組織変更の登記を行つた場合で令和3年3月31日に終了した事業年度について申請するとき<br>自令和2年4月1日 ～ 至令和3年3月31日<br>（例２）申請に係る事業年度の直前の事業年度が令和2年3月31日に終了した場合で事業年度の変更により令和2年12月31日に終了した事業年度について申請するとき<br>自令和2年1月1日 ～ 至令和2年12月31日 |
| 03 | 事業を承継しない会社の設立後最初の事業年度について申請する場合<br>（例）令和2年10月1日に会社を新たに設立した場合で令和3年3月31日に終了した最初の事業年度について申請するとき<br>自令和2年10月1日 ～ 至令和3年3月31日 |
| 04 | 事業を承継しない会社の設立後最初の事業年度の終了の日より前の日に申請する場合<br>（例）令和2年10月1日に会社を新たに設立した場合で最初の事業年度の終了の日（令和3年3月31日）より前の日（令和2年11月1日）に申請するとき<br>自令和2年10月1日 ～ 至令和2年10月1日 |

また、「処理の区分」の②は、別表（2）の分類のいずれかに該当する場合は、同表の分類に従い、該当するコードを記入すること。

10　0 6　「審査対象事業年度の前審査対象事業年度」の欄は、「審査対象事業年度」の欄の「自令和□ □年□ □月□ □日」に記載した日の直前の審査対象事業年度の期間及び処理の区分を９の例により記載すること。

11　0 7　「審査対象事業年度の前々審査対象事業年度」の欄は、「審査対象事業年度の前審査対象事業年度」の欄の「自令和□ □年□ □月□ □日」に記載した日の直前の審査対象事業年度の期間及び処理の区分を９の例により記載すること。

12　0 9　「前回の申請の有無」の欄は、審査対象事業年度の直前の審査対象事業年度について経営状況分析を受けた登録経営状況分析機関と同一の機関に申請をする場合は「１」を、そうでない場合は「２」を記入すること。

13　1 0　「単独決算又は連結決算の別」の欄は、申請者が会社法（平成17年法律第86号）第２条第６号の規定に基づく大会社であり、かつ、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第24条の規定に基づき、有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならない者である場合等、連結財務諸表で申請する場合は「２」を、そうでない場合は「１」を記入すること。

14　1 1　「商号又は名称のフリガナ」の欄は、カタカナで記載し、その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えばギ 又はペ のように１文字として扱うこと。なお、株式会社等法人の種類を表す文字についてはフリガナは記載しないこと。

15　1 2　「商号又は名称」の欄は、法人の種類を表す文字については次の表の略号を用いて、記載すること。

（例　（ 株 ） 甲 建 設 □
　　乙 建 設 （ 有 ） □ □ ）

| 種　　類 | 略　　号 |
|---|---|
| 株式会社 | （株） |
| 特例有限会社 | （有） |
| 合名会社 | （名） |
| 合資会社 | （資） |
| 合同会社 | （合） |
| 協同組合 | （同） |
| 協業組合 | （業） |
| 企業組合 | （企） |

16　1 3　「代表者又は個人の氏名のフリガナ」の欄は、カタカナで姓と名の間に１カラム空けて記載し、その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えばギ 又はペ のように１文字として扱うこと。

17　1 4　「代表者又は個人の氏名」の欄は、申請者が法人の場合はその代表者の氏名を、個人の場合はその者の氏名を姓と名の間に１カラム空けて記載すること。

18　1 5　「主たる営業所の所在地市区町村コード」の欄は、「全国地方公共団体コード」（総務省編）により、主たる営業所の所在する市区町村の該当するコードを記入すること。

19　1 6　「主たる営業所の所在地」の欄は、18により記入した市区町村コードによつて表される市区町村に続く町名、街区符号及び住居番号等を、「丁目」、「番」及び「号」についてはー（ハイフン）を用いて、例えば ○ ○ 1 ー 1 ー 1 □ のように記載すること。

20　1 7　「主たる営業所の電話番号」の欄は、市外局番、局番及び番号をそれぞれー（ハイフン）で区切り、例えば 0 3 ー 1 2 3 4 ー 5 6 7 8 のように記載すること。

21　1 8　「当期減価償却実施額」の欄は、「単独決算又は連結決算の別」の欄に「１」と記入した者は、審査対象事業年度に係る減価償却実施額（未成工事支出金に係る減価償却費、販売費及び一般管理費に係る減価償却費、完成工事原価に係る減価償却費、兼業事業売上原価に係る減価償却費その他減価償却費として費用を計上した額をいう。以下同じ。）を記載すること。「２」と記入した者は、記載を要しない。

　記載すべき金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示すること。

　ただし、会社法第２条第６号に規定する大会社にあつては、百万円未満の端数を切り捨てて表示することができる。この場合、カラムに数字を記載するに当たつては、単位は千円とし、例えば □,□ □ 1,2 3 4,0 0 0 のように百万円未満の単位に該当するカラムに「０」を記載すること。

22　1 9　「前期減価償却実施額」の欄は、審査対象事業年度の前審査対象事業年度に係る減価償却実施額を21の例により記載すること。

　ただし、「前回の申請の有無」の欄に「１」と記入し、かつ、前回の「当期減価償却実施額」の欄の内容に変更がないものについては、記載を省略することができる。

23　「連絡先」の欄は、この申請書又は添付書類を作成した者その他この申請の内容に係る質問等に応答できる者の氏名、電話番号等を記載すること。

別表(1)

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 00 | 国土交通大臣 | 12 | 千葉県知事 | 24 | 三重県知事 | 36 | 徳島県知事 |
| 01 | 北海道知事 | 13 | 東京都知事 | 25 | 滋賀県知事 | 37 | 香川県知事 |
| 02 | 青森県知事 | 14 | 神奈川県知事 | 26 | 京都府知事 | 38 | 愛媛県知事 |
| 03 | 岩手県知事 | 15 | 新潟県知事 | 27 | 大阪府知事 | 39 | 高知県知事 |
| 04 | 宮城県知事 | 16 | 富山県知事 | 28 | 兵庫県知事 | 40 | 福岡県知事 |
| 05 | 秋田県知事 | 17 | 石川県知事 | 29 | 奈良県知事 | 41 | 佐賀県知事 |
| 06 | 山形県知事 | 18 | 福井県知事 | 30 | 和歌山県知事 | 42 | 長崎県知事 |
| 07 | 福島県知事 | 19 | 山梨県知事 | 31 | 鳥取県知事 | 43 | 熊本県知事 |
| 08 | 茨城県知事 | 20 | 長野県知事 | 32 | 島根県知事 | 44 | 大分県知事 |
| 09 | 栃木県知事 | 21 | 岐阜県知事 | 33 | 岡山県知事 | 45 | 宮崎県知事 |
| 10 | 群馬県知事 | 22 | 静岡県知事 | 34 | 広島県知事 | 46 | 鹿児島県知事 |
| 11 | 埼玉県知事 | 23 | 愛知県知事 | 35 | 山口県知事 | 47 | 沖縄県知事 |

別表(2)

| コード | 処理の種類 |
|---|---|
| 10 | 申請者について会社の合併が行われた場合で合併後最初の事業年度の終了の日を審査基準日として申請するとき |
| 11 | 申請者について会社の合併が行われた場合で合併期日又は合併登記の日を審査基準日として申請するとき |
| 12 | 申請者について建設業に係る事業の譲渡が行われた場合で譲渡後最初の事業年度の終了の日を審査基準日として申請するとき |
| 13 | 申請者について建設業に係る事業の譲渡が行われた場合で譲受人である法人の設立登記日又は事業の譲渡により新たな経営実態が備わつたと認められる日を審査基準日として申請するとき |
| 14 | 申請者について会社更生手続開始の申立て、民事再生手続開始の申立て又は特定調停手続開始の申立てが行われた場合で会社更生手続開始決定日、会社更生計画認可日、会社更生手続開始決定日から会社更生計画認可日までの間に決算日が到来した場合の当該決算日、民事再生手続開始決定日、民事再生手続開始決定日から民事再生計画認可日までの間に決算日が到来した場合の当該決算日又は特定調停手続開始申立日から調停条項受諾日までの間に決算日が到来した場合の当該決算日を審査基準日として申請するとき |
| 15 | 申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、外国建設業者の属する企業集団に属するものとして認定を受けて申請する場合 |
| 16 | 申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、その属する企業集団を構成する建設業者の相互の機能分担が相当程度なされているものとして認定を受けて申請する場合 |
| 17 | 申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、建設業者である子会社の発行済株式の全てを保有する親会社と当該子会社からなる企業集団に属するものとして認定を受けて申請する場合 |
| 18 | 申請者について会社分割が行われた場合で分割後最初の事業年度の終了の日を審査基準日として申請するとき |
| 19 | 申請者について会社分割が行われた場合で分割期日又は分割登記の日を審査基準日として申請するとき |
| 20 | 申請者について事業を承継しない会社の設立後最初の事業年度の終了の日より前の日に申請する場合 |
| 21 | 申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、一定の企業集団に属する建設業者（連結子会社）として認定を受けて申請する場合 |

## 国土交通省・都道府県知事コード表

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 00 | 国土交通大臣 | 12 | 千葉県知事 | 24 | 三重県知事 | 36 | 徳島県知事 |
| 01 | 北海道知事 | 13 | 東京都知事 | 25 | 滋賀県知事 | 37 | 香川県知事 |
| 02 | 青森県知事 | 14 | 神奈川県知事 | 26 | 京都府知事 | 38 | 愛媛県知事 |
| 03 | 岩手県知事 | 15 | 新潟県知事 | 27 | 大阪府知事 | 39 | 高知県知事 |
| 04 | 宮城県知事 | 16 | 富山県知事 | 28 | 兵庫県知事 | 40 | 福岡県知事 |
| 05 | 秋田県知事 | 17 | 石川県知事 | 29 | 奈良県知事 | 41 | 佐賀県知事 |
| 06 | 山形県知事 | 18 | 福井県知事 | 30 | 和歌山県知事 | 42 | 長崎県知事 |
| 07 | 福島県知事 | 19 | 山梨県知事 | 31 | 鳥取県知事 | 43 | 熊本県知事 |
| 08 | 茨城県知事 | 20 | 長野県知事 | 32 | 島根県知事 | 44 | 大分県知事 |
| 09 | 栃木県知事 | 21 | 岐阜県知事 | 33 | 岡山県知事 | 45 | 宮崎県知事 |
| 10 | 群馬県知事 | 22 | 静岡県知事 | 34 | 広島県知事 | 46 | 鹿児島県知事 |
| 11 | 埼玉県知事 | 23 | 愛知県知事 | 35 | 山口県知事 | 47 | 沖縄県知事 |

## 市区町村コード

（1） 市区町村コードは経営規模等評価申請書及び総合評定値請求書に記載する市区町村コードと同じコードを記載してください。

（2） 地方公共団体情報システム機構のホームページの地方公共団体コード一覧等で確認する場合は、コードの先頭5桁を記入してください。

例） 千代田区 131016 → 13101

地方公共団体情報システム機構 https://www.j-lis.go.jp/spd/code-address/jititai-code.html

（3） 合併等により市区町村コードが変更されている場合がありますのでご注意ください。

# Ⅳ　分析手数料のお支払い方法について（電子申請または郵送、持込による申請）

お支払いには次の方法をご用意しております。

## （1）「Pay-easy（ペイジー）」によるお支払い

・「ペイジー」をご利用いただくことにより、お客様に払込手数料をご負担いただく必要がありませんので、ご利用をお勧めします。
・当財団では、前年度に分析申請をしていただいた方を対象に”申請のご案内”へ払込取扱票を同封しております。”申請のご案内”はお客様の決算月にお送りしています。
　前年度にご申請のない方でもご利用が可能ですので、ホームページをご覧いただくか、最寄の支部・事務所までお問いあわせください。
　また、CIICマイページをご利用いただくと、お客様ご自身でペイジー支払番号の照会・取得をすることができます。
・ペイジーをご利用の場合は、申請に必要な書類の「振替払込受付証明書」はありませんので不要です。

「ペイジー」とは？

国内のほとんどの金融機関（銀行、信用金庫、信用組合、労働金庫、農漁協、ゆうちょ銀行）が共同で構築・運営している仕組みで、公共料金や自動車税のお支払いなどにも普及している”安心、簡単、便利”なサービスです。

このマークのある郵便局・金融機関のATM、またはご契約されているネットバンキングをご利用ください。
郵便局（ゆうちょ銀行）、主要なコンビニエンスストアの窓口もご利用いただけます。
ご利用可能な金融機関・コンビニエンスストアは随時増加しております。
お手数でもホームページより参照先へリンクしておりますのでご覧ください。

### 「ペイジー」によるお支払い方法

当財団よりお客様へお送りする「ペイジー」払込取扱票（継続申請のご案内へ同封）

【ペイジー支払番号：収納機関番号―お客様番号―確認番号】

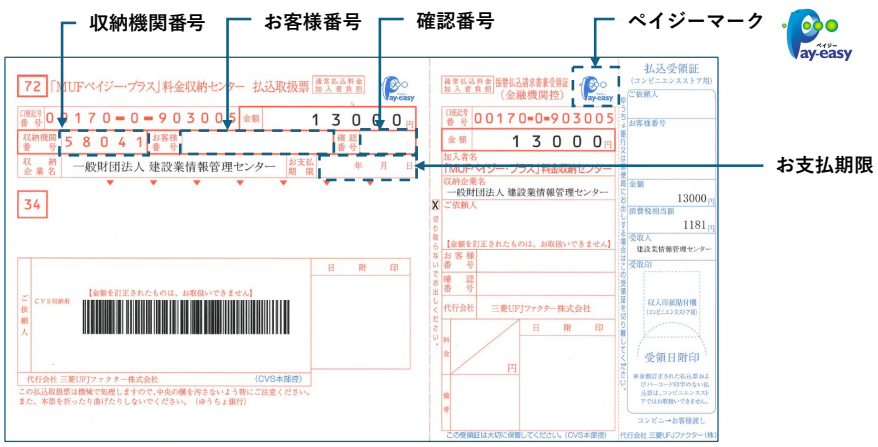


【ATM・ネットバンキングをご利用される場合】

・払込取扱票記載の支払番号（収納機関番号、お客様番号、確認番号）を画面の指示に従って入力してお支払いください。
・CIICマイページからネットバンキングを経由してお支払いいただけます。
この場合は、「ペイジー」払込取扱票（ペイジー支払番号）がなくてもお支払いいただけます。

【窓口をご利用される場合】・・・郵便局（ゆうちょ銀行）、主要なコンビニエンスストア
払込取扱票を窓口へお渡しのうえお支払いください。

※当財団では、三菱UFJファクター（株）様の提供する収納代行サービスと契約しております。
※「ペイジー払込取扱票」は再発行することができませんので、大切に保管してください。

「ペイジー」によるお支払いの流れ

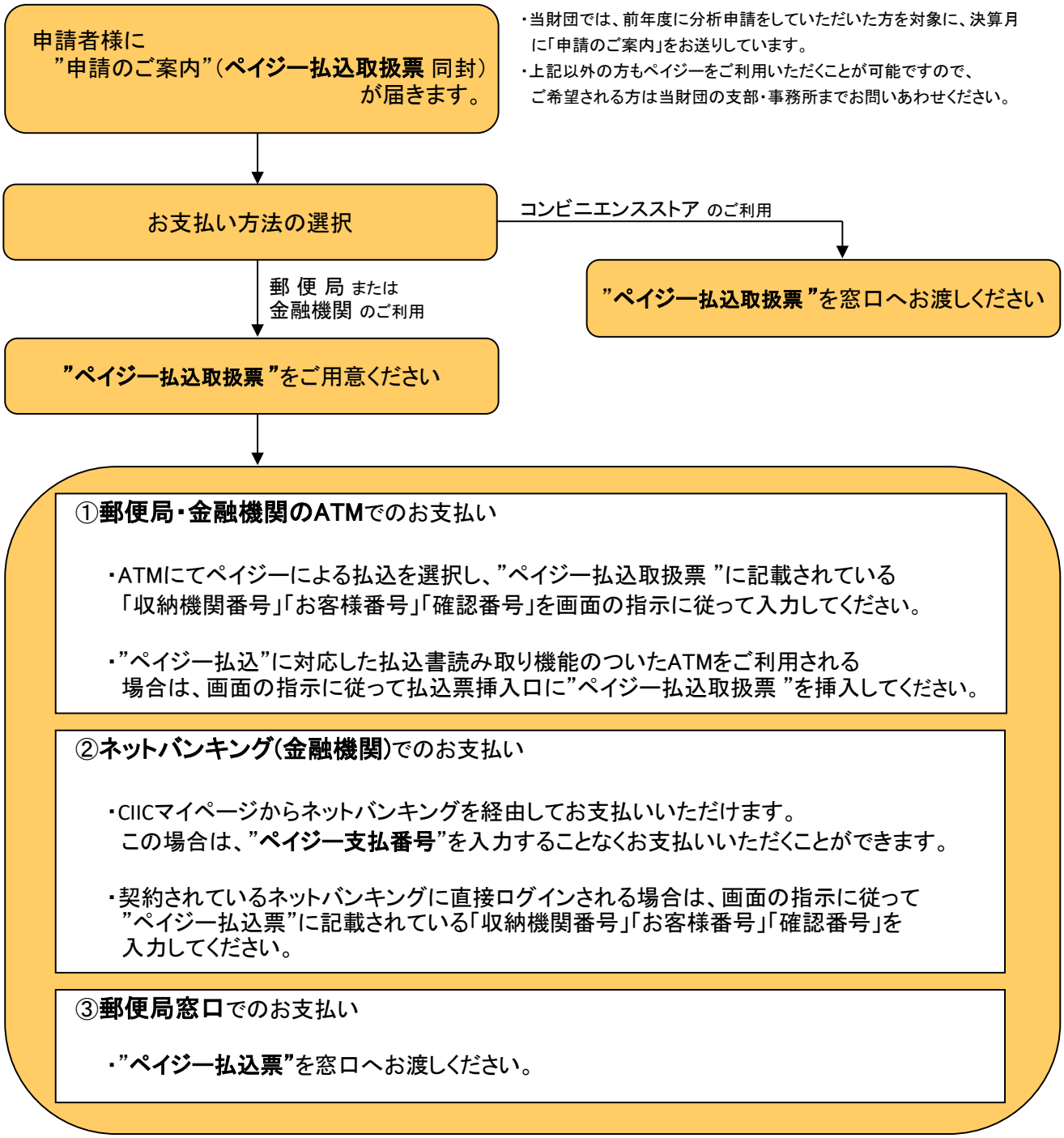


## (2)クレジットカード払いによるお支払い

・ CIIC電子申請（マイページ）から「クレジットカード」でお支払いいただくことが可能です。
ペイジー払込取扱票やペイジー支払番号は不要です。
※（株）エフレジに決済代行を委託しております。

## (3)「Pay-easy（ペイジー）」以外の振替払込票によるお支払い

・ 郵便局または金融機関の窓口でお支払いいただけます。
お支払い確認のため、分析申請書裏面へ振替払込受付証明書（お客様用）を貼付のうえご申請ください。

# Ⅴ　経営状況分析指標の算式および意味

| 分析指標 | 算　式 | 上限値（良い）<br>下限値（悪い） | 注意事項 |
|---|---|---|---|
| **（負債抵抗力）** | | | |
| 純支払利息比率(X1) | $\frac{\text{支払利息－受取利息配当金}}{\text{売上高}} \times 100$ | −0.3%<br>5.1% | ・売上高には完成工事高及び兼業事業売上高を含む<br>・流動負債＋固定負債＝負債合計<br>・売上高＝0の場合は、下限値とみなす |
| 負債回転期間(X2) | $\frac{\text{流動負債＋固定負債}}{\text{売上高}\div 12}$ | 0.9ヶ月<br>18.0ヶ月 | |
| **（収益性･効率性）** | | | |
| 総資本売上総利益率(X3) | $\frac{\text{売上総利益}}{\text{総資本（2期平均）}} \times 100$ | 63.6%<br>6.5% | ・総資本＝負債純資産合計<br>・総資本（2期平均）が3,000万円未満の場合は、3,000万円とみなして計算する<br>・財務諸表が1期分のみの場合、2期平均はしない<br>・個人の場合、売上総利益の額は、兼業事業総利益を含む |
| 売上高経常利益率（X4） | $\frac{\text{経常利益}}{\text{売上高}} \times 100$ | 5.1%<br>−8.5% | ・売上高には完成工事高及び兼業事業売上高を含む<br>・売上高＝0の場合は、下限値とみなす<br>・個人の場合、経常利益＝事業主利益 |
| **（財務健全性）** | | | |
| 自己資本対固定資産比率(X5) | $\frac{\text{自己資本}}{\text{固定資産}} \times 100$ | 350.0%<br>−76.5% | ・自己資本＝純資産合計<br>・連結決算の場合、自己資本＝純資産合計－少数株主持分<br>・固定資産＝0かつ自己資本≦0の場合下限値とみなす<br>・固定資産＝0かつ自己資本＞0の場合上限値とみなす |
| 自己資本比率(X6) | $\frac{\text{自己資本}}{\text{総資本}} \times 100$ | 68.5%<br>−68.6% | ・自己資本＝純資産合計<br>・連結決算の場合、自己資本＝純資産合計－少数株主持分<br>・総資本＝負債純資産合計<br>・総資本＝0の場合下限値とみなす |
| **（絶対的力量）** | | | |
| 営業キャッシュフロー(X7) | $\frac{\text{営業キャッシュフロー}}{100{,}000}$（2期平均）<br>※営業キャッシュフローの額は千円単位 | 15.0億円<br>−10.0億円 | ・営業キャッシュフロー＝経常利益＋減価償却実施額<br>－法人税住民税及び事業税<br>＋貸倒引当金(長期含む･正の数値で計算)増減額<br>－売掛債権(受取手形＋完成工事未収入金)増減額<br>＋仕入債務(支払手形＋工事未払金)増減額<br>－棚卸資産(未成工事支出金＋材料貯蔵品)増減額<br>＋未成工事受入金増減額<br>・連結決算の場合、営業キャッシュフロー＝連結キャッシュ･フロー計算書における「営業活動によるキャッシュ･フロー」の額<br>・受取手形（支払手形）は、電子記録債権（債務）を含む<br>・財務諸表が2期分のみの場合、前々期の額は0とみなす<br>・財務諸表が1期分のみの場合、前期の額は0とみなす<br>また、2期平均はしない |
| 利益剰余金(X8) | $\frac{\text{利益剰余金}}{100{,}000}$<br>※利益剰余金の額は千円単位 | 100.0億円<br>−3.0億円 | ・個人の場合、利益剰余金＝純資産合計 |

（X1からX8の各指標の計算結果は、小数点第4位を四捨五入）

| 分析指標 | 指標の意味（◇･･･高い方がよい数値　◇･･･低い方がよい数値） |
|---|---|
| 純支払利息比率(X1) | ◇ 売上高に対する純粋な支払利息の割合を見る比率で低いほどよい |
| 負債回転期間(X2) | ◇ 負債総額が月商の何ヶ月分に相当するかを見る比率で低いほどよい |
| 総資本売上総利益率(X3) | ◇ 総資本に対する売上総利益の割合、つまり投下した総資本に対する売上総利益の状況を示す比率で高いほどよい |
| 売上高経常利益率（X4） | ◇ 売上高に対する経常利益の割合、つまり企業の経常的経営活動による収益力を示す比率で高いほどよい |
| 自己資本対固定資産比率(X5) | ◇ 設備投資などの固定資産がどの程度自己資本で調達されているかを見る比率で高いほどよい |
| 自己資本比率(X6) | ◇ 総資本に対して自己資本の占める割合、つまり資本蓄積の度合いを示す比率で高いほどよい |
| 営業キャッシュフロー(X7) | ◇ 企業の営業活動により生じたキャッシュの増減を見る比率で高いほどよい |
| 利益剰余金(X8) | ◇ 企業の営業活動により蓄積された利益のストックを見る比率で高いほどよい |

経営状況点数(A) ＝　−0.4650×（X1）−0.0508×（X2）＋0.0264×（X3）＋0.0277×（X4）
＋0.0011×（X5）＋0.0089×（X6）＋0.0818×（X7）＋0.0172×（X8）＋0.1906（小数点第3位を四捨五入）

経営状況の評点(Y) ＝ 167.3×A ＋583（小数点第1位を四捨五入）　最高点：1,595点　最低点：0点

# Ⅵ　特殊事例について

合併、譲渡、会社分割や経営再建により、経営状況分析の申請をする場合は、次のとおり財務諸表を作成してください。

## 1　合併（又は譲渡）があった場合

<table>
<tr><th></th><th>吸収合併</th><th>新設合併</th></tr>
<tr><td>審査基準日</td><td>▪ 合併登記の日又は合併期日</td><td>▪ 新設会社の設立日である合併登記の日</td></tr>
<tr><td rowspan="2">財務諸表</td><td>▪ 当期の数値・・・・審査基準日における財務諸表<br><br>▪ 前期の数値・・・・存続会社の直前の決算日における存続会社と消滅会社の財務諸表の各勘定科目を合算したもの<br><br>▪ 前々期の数値・・・・その前期の存続会社の決算日における存続会社と消滅会社の各勘定科目を合算したもの</td><td>▪ 当期の数値・・・・自己資本は設立時の貸借対照表（開始貸借対照表）の数値<br><br>※ 経営状況は消滅会社の最終の決算に基づき各社の数値を合算したもの<br><br>▪ 前期の数値・・・・消滅会社の任意の１社を存続会社とみなし、吸収合併に準じて作成した財務諸表<br><br>▪ 前々期の数値・・・・消滅会社の任意の１社を存続会社とみなし、吸収合併に準じて作成した財務諸表</td></tr>
<tr><td colspan="2">※ ただし、額の確定までに相当の期間を要する場合等は、次の要領で作成した数値の財務諸表で審査を受けることも可能です。これを「特例による経審」といいます。特例による経審を受けたときには、次回の経審（合併後１期）時には、改めて上記の財務諸表を作成して経営事項審査を受ける必要がありますので注意してください。<br><br>（特例による経審）<br>・当期の数値・・・・・存続会社の直前の決算日における財務諸表の各勘定科目を合算したもの<br>・前期の数値・・・・・その前期の存続会社の決算日の各勘定科目を合算したもの<br>・前々期の数値・・・・その前々期の存続会社の決算日の各勘定科目を合算したもの</td></tr>
</table>

① 作成した財務諸表が、建設業法等関係法令に照らして適正であることを証明するため、**公認会計士又は税理士による「内容が適正である旨の証明」**を添付してください。

② 譲渡は、吸収合併の場合の取扱いに準じてください。
なお、譲渡側が存続するときは、必ず譲渡企業とともに審査を受ける必要があります。

③ 合併、譲渡の契約内容が確認できる資料を添付してください。

④ 合併時、譲渡時を審査基準日として受ける経営事項審査は任意です。従来通り、合併があった事業年度の決算終了日で経営事項審査を受けることもできます。

## 2　会社分割があった場合

① 会社分割は、株式会社（特例有限会社を含む）に限って申請できます。

② 会社分割時（吸収分割、新設分割）の経営事項審査に関しては、原則として過去の実績を承継します。審査基準日と財務諸表の考え方は、前述の合併（又は譲渡）があった場合に準じます。

## 3　経営再建（会社更生、民事再生、特定調停）があった場合

① 会社更生法による経営事項審査は、更生手続開始決定日、更生計画認可日及び決算日が審査基準日となります。更生手続開始決定日から更生計画認可日までは、修正財務諸表が必要です。

② 民事再生法による経営事項審査は、再生手続開始決定日及び決算日が審査基準日となります。再生手続申立日から再生手続開始決定日までは、修正財務諸表が必要です。再生手続開始決定日以降は、財産評定後財務諸表が必要です。

③ これらの財務諸表については、内容が建設業法等関係法令に照らして適正であることを証明するため、**公認会計士又は税理士による「内容が適正である旨の証明」**を添付してください。

# 一般財団法人建設業情報管理センター（CIIC）

## 東日本支部

〒103-0011　東京都中央区日本橋大伝馬町14番1号　住友生命日本橋大伝馬町ビル4階

| FAX番号（地区担当） |
|---|
| 北海道・東北<br>TEL　03-6661-7214 |
| 関　東<br>TEL　03-6661-7427 |
| 中部・北陸<br>TEL　03-6661-7524 |

| FAX番号（地区担当） | | |
|---|---|---|
| 北海道 | FAX | 03-6661-7224 |
| 青森・秋田 | FAX | 03-6661-7247 |
| 岩手・福島 | FAX | 03-6661-7264 |
| 宮城・山形 | FAX | 03-6661-7294 |
| 東京 | FAX | 03-6661-7435 |
| 千葉・長野 | FAX | 03-6661-7437 |
| 神奈川・山梨 | FAX | 03-6661-7468 |
| 茨城・群馬 | FAX | 03-6661-7471 |
| 栃木・埼玉 | FAX | 03-6661-7493 |
| 愛知 | FAX | 03-6661-7528 |
| 岐阜・三重 | FAX | 03-6661-7529 |
| 新潟・静岡 | FAX | 03-6661-7546 |
| 富山・石川 | FAX | 03-6661-7549 |

## 北海道事務所

〒060-0002　北海道札幌市中央区北2条西3丁目1番地　太陽生命札幌ビル8階

| 電話番号 | FAX番号 |
|---|---|
| TEL　011-222-2688 | FAX　011-219-1822 |

## 西日本支部

〒540-0005　大阪府大阪市中央区上町A番12号　上町セイワビル9階

| 電話番号（地区担当） |
|---|
| 近　畿<br>TEL　06-6767-2801 |
| 中国・四国<br>TEL　06-6767-2802 |
| 九　州<br>TEL　06-6767-2803 |

| FAX番号（地区担当） | | |
|---|---|---|
| 大阪 | FAX | 06-6767-2805 |
| 兵庫 | FAX | 06-6767-2806 |
| 福井・滋賀・奈良 | FAX | 06-6767-2808 |
| 京都・和歌山 | FAX | 06-6767-2810 |
| 鳥取・島根・岡山 | FAX | 06-6767-2814 |
| 広島・山口 | FAX | 06-6767-2815 |
| 四国 | FAX | 06-6767-2816 |
| 九州 | FAX | 06-6767-2818 |

## 九州事務所

〒812-0013　福岡県福岡市博多区博多駅東3丁目14番18号　いちご博多駅東三丁目ビル6階

| 電話番号 | FAX番号 |
|---|---|
| TEL　092-483-2841 | FAX　092-483-2846 |

**経営状況分析申請の手引き**

編集・発行　一般財団法人 建設業情報管理センター
発行者所在地　〒103-0011　東京都中央区日本橋大伝馬町14番1号　住友生命日本橋大伝馬町ビル5階
TEL 03-6661-6663　FAX 03-6661-6629　https://www.ciic.or.jp

©一般財団法人建設業情報管理センター　禁　無　断　転　載